

2011年4月号

編集： キャピタル・マーケット・プラクティスグループ  
ファイナンシャル・レギュレーション・プラクティスグループ

## バーゼルⅢの日本の金融機関への影響

I. はじめに	《 キャピタル・マーケット・PG 》	《 ファイナンシャル・レギュレーション・PG 》
II. バーゼルⅢテキストの概要	弁護士 藤津 康彦 ☎ 03-6212-8326	弁護士 小田 大輔 ☎ 03-6266-8725
III. 日本の金融機関への影響	✉ yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com	✉ daisuke.oda@mhmjapan.com
IV. 今後の課題等		弁護士 金丸 由美 ☎ 03-6266-8797 ✉ yumi.kanamaru@mhmjapan.com

### I. はじめに

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委員会」といいます。)は、2010年12月、バーゼルⅢテキスト(「より強靱な銀行及び銀行システムのための世界的な規制の枠組み」及び「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」)を公表し、また、2011年1月には、「実質的な破綻状態において損失吸収力を確保するための最低要件」(以下「損失吸収力要件」といいます。)を公表しました。

システム上重要な金融機関(SIFIs)に関する追加的な措置等の課題や細部の詰めは残っているものの、今般の国際的金融危機を踏まえた新たな国際的な金融規制の大枠がほぼ整ったと言え、本年度中にはこれに基づいて各国での法制化が進むこととなります。

本ニュースレターでは、バーゼルⅢの概要を解説するとともに、日本の金融機関への主な影響についても検討いたします。

### II. バーゼルⅢテキストの概要

#### 1. 自己資本比率規制

##### (1) 自己資本の質、量の強化

バーゼルⅢは、銀行のリスク・エクスポージャーが質の高い自己資本によって支えられるという目的を達成するため、Tier1 資本の主要な部分は普通株式及び内部留保によって構成されなければならないとし、自己資本の質、一貫性、透明性の向上を図っています。

##### ① 資本の構成要素

規制上の自己資本は Tier1 資本と Tier2 資本から構成され、Tier3 は廃止されます。Tier1 は事業継続ベースでの損失吸収バッファー、Tier2 は破綻時を想定した損失吸収バッファーと位置付けられています。また、Tier1 は「普通株等 Tier1」と「その他 Tier1」から構成されます。

##### ② 最低水準の引き上げ

普通株等 Tier1 はリスクアセットの 4.5%、Tier1 資本はリスクアセットの 6.0%、総資本(Tier1+Tier2) はリスクアセットの 8%が最低所要自己資本とされ(下記(4)の資本保全バッファーを加えると、それぞれ、7%、8.5%、10.5%)、この 3 つのレベルでの最低水準を全て満たすことが必要となります。

##### ③ 算入基準の厳格化

普通株等 Tier1 は、普通株式と内部留保から構成され、これまで普通株式と同様に Tier1 として取り扱わ

れてきた普通株転換権付優先株は、その条件次第で、その他 Tier1 以下に算入されることとなります。その他 Tier1・Tier2 については、下記 III.2. で検討するように、金利ステップアップ等の償還インセンティブの禁止や、損失吸収力要件が必要とされるなど、算入基準が厳格化されています。

#### ④ 規制上の調整の厳格化

バーゼルⅢでは、損失吸収力のない項目を自己資本から控除するため、少数株主持分の算入制限が強化され、また、繰延税金資産、他の金融機関への 10% 超出資、無形固定資産等については、一定の例外は容認されたものの、普通株等 Tier1 から控除されることとなりました。特に日本での影響が大きいと思われる項目の詳細については、下記 III.3. で検討します。

### (2) リスク補足の強化

バーゼルⅢでは、トレーディング勘定や複雑な証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の強化を図るため、バーゼルⅡでは考慮されていなかった CVA<sup>1</sup>変動リスクの補足とそれに対する資本賦課の枠組みの採用<sup>2</sup>、一定の金融機関向けエクスポージャーに係る資産相関係数の 1.25 倍への引き上げ(リスクウェイトの上昇)、OTC デリバティブ取引から清算機関を通じた決済へ移行を促すための適格清算機関に対するリスクウェイトの低減<sup>3</sup>等のカウンターパーティーリスクの補足及び自己資本の強化の施策を導入するとともに、外部格付への過度の依存を防止するための施策を検討しています。

### (3) レバレッジ比率規制

バーゼルⅢでは、リスクベースの指標である自己資本比率規制を補完する目的で、リスク調整を行わない量ベースのレバレッジ比率規制が新たに導入されました。レバレッジ比率とは、ノン・リスクベースのエクスポージャーを分母として計算した自己資本の比率であり、分子はバーゼルⅢで定義されている Tier1、分母は貸借対照表上の総資産とオフバランスのエクスポージャーの合計として算定されます。2013 年 1 月 1 日から 2017 年 1 月 1 日を試行期間として 3% の Tier1 最低レバレッジ比率をテストし、2017 年前半には試行期間の結果をふまえ最終調整をし、2018 年 1 月 1 日から第 1 の柱の下での取り扱いに移行することを視野に入れていきます。

### (4) プロシクリカリティ(景気循環増幅効果)の緩和

今般の金融危機では、バーゼルⅡのもつプロシクリカリティによって危機が拡大された面があったため、バーゼルⅢでは、プロシクリカリティ抑制のため、資本保全バッファーとカウンターシクリカルな資本バッファーの 2 つの資本バッファーが導入されています。

資本保全バッファーは、平時において、ストレス期に取り崩し可能な資本バッファーの保有を求めるもので、最低水準に上乘せして、普通株等 Tier1 で 2.5% が要求されます。普通株等 Tier1 比率がバッファー水準を下回っても早期是正措置の対象とはなりません、下回った割合に応じて、配当等の社外流出に制限が課されます<sup>4</sup>。2016 年から導入されますが、2018 年までは移行期間が設けられ、2019 年 1 月 1 日に完全実施されます。

さらに、景気拡大期においては、資本保全バッファーの拡張として、カウンターシクリカルな資本バッファーが、普通株等 Tier1 又はその他の完全に損失吸収力のある資本<sup>5</sup>によって、0~2.5% の範囲で各国当局の裁量により設定されます<sup>6</sup>。カウンターシクリカルな資本バッファーが設定された場合、社外流出の抑制が求められる自己資本比率の水準が上昇することとなります。

<sup>1</sup> CVA (Credit Valuation Adjustment) とは、カウンターパーティーの信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる価格調整のことをいいます。

<sup>2</sup> 標準的 CVA 資本賦課の水準と合理性について、2011 年第 1 四半期に影響度調査を実施しています。

<sup>3</sup> 市中協議及び影響度調査を行い、2011 年中に最終化の予定です。

<sup>4</sup> 普通株等 Tier1 比率がバッファー水準を下回った場合の社外流出の制限割合は以下のとおりです。

普通株等 Tier1 比率	社外流出の制限割合(利益対比)
4.5%~5.125%	100%
5.125%~5.75%	80%
5.75%~6.375%	60%
6.375%~7.0%	40%
7.0%超	0%

<sup>5</sup> バーゼル委員会は、普通株等 Tier1 の他に、その他完全に損失吸収力のある資本を認めるか、また、どのような形で認めるかについて、現在検討中です。

<sup>6</sup> カウンターシクリカルな資本バッファーが設定される場合には、設定の 12 ヶ月前までに事前予告が行われることとされています。

## (5) システミック・リスク対応

今般の金融危機において、システム上重要な銀行の間の過度な相互連関性が金融システムや経済にショックを伝播させたことから、システム上重要な金融機関(SIFIs)に対する追加措置が継続して検討されています。金融安定理事会(FSB)では、2010年11月12日に「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」を公表し、SIFIsに関する提言と今後の作業日程を明らかにしました。グローバルにシステム上重要である金融機関(G-SIFIs)はバーゼルⅢで合意された最低水準よりも高い損失吸収力を備えるべきこと等が提言されています。

## 2. 流動性規制

金融危機では、市場流動性が枯渇し、多くの金融機関が市場からの調達に困難となる状況が生じたことを受け、バーゼルⅢでは、流動性カバレッジ比率(LCR)と安定調達比率(NSFR)の2つの流動性規制が新たに導入されています。

流動性カバレッジ比率は、銀行が最も厳しい流動性ストレスシナリオの下において、即時に換金可能な高品質の流動性資産を適切な水準で確保することを目的とし、適格流動資産を分子とし、30日間のネット資金流出を分母として、これが100%以上であることが求められます。

安定調達比率は、1年間にわたる各金融機関の資産の流動性リスクに応じて、安定的な資金調達源を要求するもので、利用可能な安定調達額(ASF)(資本・負債項目ごとに安定性に応じたヘアカットを乗じた額を合算)を分子とし、所要安定調達額(RSF)(資産項目ごとに流動性に応じたヘアカットを乗じた額を合算)を分母として算出され、これが100%超であることを求められます。

経過観察期間を経て、流動性カバレッジ比率規制は2015年から、安定調達比率規制は2018年から実施される予定ですが、その最終的な内容は経過観察の結果によってまだ流動的な面があります。

## 3. 段階的实施

バーゼル委員会は、マクロ経済への影響に配慮し、下表のとおり、バーゼルⅢを段階的に実施することとしています。

(網掛は移行期間を示す。全ての日付は1月1日時点)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	As of 1 January 2019
レバレッジ比率	監督上のモニタリング期間		試行期間 2013年1月1日～2017年1月1日 開示は2015年1月1日開始				第一の柱 への移行		
普通株等 Tier1 最低水準			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファ						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株等 Tier1 最低水準 + 資本保全バッファ			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
普通株等 Tier1 からの段階的控除 (上限を超過する繰延税金資産、モーゲージ・サービ シング・ライツ、金融機関への出資を含む)				20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier1 最低水準			4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低水準			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
総資本最低水準 + 資本保全バッファ			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
その他 Tier1 もしくは Tier2 に算入できなくなる資本			2013年からの10年間でフェーズ・アウト						
流動性カバレッジ比率	観察期間 開始				最低基準 の導入				
安定調達比率	観察期間 開始							最低基準 の導入	

(出典: 全国銀行協会事務局 2011年1月20日仮訳案)

### III. 日本の金融機関への影響

以下では、日本での影響が特に大きいと思われる点をいくつかとり上げて検討します。

#### 1. 自己資本比率の引上げの影響

資本保全バッファを満たさない場合の社外流出の制限を回避するためには、資本保全バッファを加えた水準(バーゼルⅢの最終段階では総資本で10.5%、普通株等 Tier1 で7%)が実質的な最低水準となります。普通株等 Tier1 についてのハードルも決して低くはありませんが、すでに普通株増資を行っている銀行もあり、また、上記 II.3.記載のとおり、完全実施までの段階的措置が設けられたため、その間の内部留保の蓄積等により対応できるという見方が多いようです。むしろ、下記 2.の自己資本の質の厳格化の影響で、総資本 10.5%の維持・達成が、今後の課題となると考えられます。

#### 2. 自己資本の質の厳格化

##### (1) 算入基準の厳格化

その他 Tier1 に該当する資本調達手段としては優先株式・優先出資証券(発行体である特別目的事業体(SPV)の少数株主持分)等が考えられますが、バーゼルⅢでは、①配当・利払の停止について発行体の完全な裁量が必要とされている(配当プッシュ条項等は認められない)、②ステップアップ金利その他の償還インセンティブは認められない、③破産法制において債務超過に寄与してはならない、④会計上負債と区分される資本調達手段<sup>7</sup>については、事前に定められたトリガーにより、普通株式への強制転換又は元本を削減する条項が必要とされる(いわゆるコンティンジェント・キャピタル)等の算入基準の厳格化が図られています<sup>8</sup>。Tier2 に該当する資本調達手段としては、劣後債・劣後ローン等が考えられますが、バーゼルⅢでは、Tier2 についても、ステップアップ金利その他の償還インセンティブが許容されなくなります。

##### (2) 損失吸収力要件とコンティンジェント・キャピタル

バーゼルⅢでは、今般の金融危機において、従来型の劣後債等が現実には損失を吸収せず、納税者の負担(公的資金)によって保護されたことを重視し、上記(1)の要件に加えて、その他 Tier1・Tier2 に共通する損失吸収力要件として、監督当局による実質破綻の認定があった時点か公的資金注入が決定された時点で、監督当局の判断により、元本削減又は普通株式に転換される契約条項が含まれなければならないとされました。このコンティンジェント・キャピタルの要件は、上記(1)④のコンティンジェント・キャピタルと類似しますが、それが事業継続ベースでの事由(例えば自己資本比率が一定水準を下回った場合)をトリガーとするコンティンジェント・キャピタルであるのに対して、この損失吸収力要件として求められているのは、当局による実質的破綻の認定をトリガーイベントとするコンティンジェント・キャピタルです<sup>9</sup>。したがって、負債に区分されるその他 Tier1 資本調達手段は、トリガーイベントの異なる 2 つのコンティンジェント・キャピタルの要件を満たす必要があるということになります。

損失吸収力要件については、各国法制において実質破綻時に元本削減等を求める法令が施行されている場合には、ピアグループのレビューを経て適用除外となります。この点、2010年8月の市中協議文書では日本の株式については預金保険法第106条の規定が元本削減を求める法令に該当して適用除外となる旨の記載があるので、日本の優先株式は適用除外になると期待されているようです。しかし、預金保険法第106条においては、第1号措置(株式の引受け)の条件となりうるのは資本金の額の減少という計数の変更であって、優先株式の無償取得等によって優先株主が損失を負担することではないので、最終的に適用除外が受けられるかはなお予断を許さないのではないかと考えられます。

仮に適用除外が受けられなくなった場合、従来型の優先株式は自己資本のいずれにも算入することができなくなり<sup>10</sup>、総資本 10.5%を維持・達成するための資本調達手段は、普通株式以外には、その他 Tier1・Tier2 いずれもコンティンジェント・キャピタルしかなくなります。コンティンジェント・キャピタルはハイリスクな商品となるために投資家から要求されるリターン水準も高くなりますので、発行体と投資家の需要が合致するには疑問を呈する声も多いようですが、欧州では、バーゼルⅢ対応を企図した CoCo 債(Contingent Convertible Bonds)の発行事例も複数出てきており、今後の動向が注目されるところです。

<sup>7</sup> IFRS の下では、優先株式であっても、商品設計次第では会計上資本ではなく負債として区分される可能性があるため、留意する必要があります。

<sup>8</sup> これらの算入要件の中には、日本の法制度においていかなる場合に充足することとなるのか必ずしも明確でないものもあり、告示等での明確化が待たれます。

<sup>9</sup> 従来型の劣後債等と同じく破綻時の損失吸収バッファですが、従来型は「法的破綻時」の損失吸収バッファであったのに対して、損失吸収力要件は、法的破綻に至る前の「実質破綻時」の損失吸収バッファとすることができます。

<sup>10</sup> ただし、公的資金による優先株式は、2018年1月1日までグランドファザリングの対象となります。



なお、日本の金融機関のコンティンジェント・キャピタルとしていくつかのスキームが考えられますが、例えば Tier2 の従来の劣後債に代わる CoCo 債としては、劣後特約付転換社債型新株予約権付社債(劣後 CB)に、普通株式を対価とする取得条項を付して、当局が銀行の破綻を回避するためには元本削減が必要と決定したこと又は当局が銀行の破綻を回避するための公的資金注入の決定をしたこと<sup>11</sup>のいずれか早い方を取得事由とするなどが考えられます。もともと、具体的な商品設計は、告示等で定められる詳細な要件を踏まえる必要がありますし、会社法その他の法令上検討すべき点も多数存在します。

### (3) 既発の資金調達手段への影響

上記の算入要件を満たさない既発の資本調達手段は、2013 年以降、段階的に(毎年 2013 年 1 月 1 日の残高の 10%ずつ)自己資本からフェーズアウトされていくことになります。また、2013 年 1 月 1 日以降に発行される資本調達手段については、上記の損失吸収力要件を含む算入基準を満たさない限り、その他 Tier1・Tier2 に算入できなくなります。2012 年末までに既発の資本調達手段のリファイナンスを迎える場合には、段階的フェーズアウトを前提として従来型の資本調達手段でリファイナンスする<sup>12</sup>か、バーゼルⅢ対応のコンティンジェント・キャピタルに切り替えるか、あるいはその他の方法で対応するかを検討することになります。

## 3. 規制上の調整の厳格化による影響

### (1) ダブルギアリング規制と持合解消の加速

国内の金融機関相互間におけるダブルギアリング(金融機関による他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有)については、従来から控除項目とされてきましたが(告示第 8 条第 1 項第 1 号等)、バーゼルⅢでは、その対象が、国内外の銀行、その他の金融機関<sup>13</sup>、保険会社に拡大されています。具体的な控除方法としては「コレスポンデンス・アプローチ」が適用され、出資元銀行が保有している出資先金融機関の資本調達手段を、出資元銀行が当該資本調達手段を発行した場合に分類されたであろう Tier に応じて、出資元銀行の各 Tier から控除することになります。

また、銀行セクターの大株主となっている保険会社についても、ソルベンシー・マージン比率規制において同様の規制が導入されることも想定されますので、銀行と保険会社との間での持合解消の動きが加速していくことが予想されます。2010 年以降、保険会社が売出人となる地銀の株式売出事例が増加していますが、その背景にはこうした事情もあるものと思われます。

### (2) 他の金融機関への出資の控除とメザニン市場への影響

バーゼルⅢでは、ある銀行が連結対象外の他の金融機関の発行済普通株式の 10%未満に投資している場合で、当該銀行における他の金融機関の資本調達手段の保有額の合計<sup>14</sup>が、当該銀行の普通株等 Tier1 の 10%を超える場合には、当該超過額は、原則として<sup>15</sup>、当該銀行の各 Tier ごとの保有割合に応じてプロラタで控除されます。なお、控除されるのは、合算ベースで普通株等 Tier1 の 10%を超える部分全てであり、各 Tier ごとに 10%超過部分が当該 Tier から控除されるのではない点に留意が必要です。

日本では、保険会社が銀行の発行する優先株式や劣後債といったメザニン証券の市場における重要な投資家となっていますが、同様の規制が保険会社にも導入されることも想定されるため、保険会社が自己資本の減少を回避するために銀行のメザニンへの投資を控える可能性があり、メザニン市場への影響が懸念されています。

### (3) 繰延税金資産等の限度額控除

バーゼルⅢでは、①繰延税金資産(純額)、②モーゲージ・サービシング・ライツ及び③他の金融機関の普通株への「重要な投資」(連結対象外の他の金融機関の発行済普通株式の 10%以上に投資している場合又は関連会社に対する投資)<sup>16</sup>、は普通株等 Tier1 からの控除項目とされていますが、それぞれ普通株等 Tier1 の 10%まで(ただし合算で普通株等 Tier1 の 15%まで)、普通株等 Tier1 に算入することができます。

<sup>11</sup> 遅くとも第 1 号措置の決定(預金保険法第 105 条第 4 項)はこれに該当するものと考えられますが、第 1 号措置の必要性の認定(同法第 102 条第 1 項)段階でもこの決定にあたるのか等は現時点では明確ではありません。

<sup>12</sup> ただし、コール条項及びステップアップ条項を有している資本調達手段で、2013 年 1 月 1 日以降に実効満期日(コール日)を迎える場合は、コールしない場合であっても、実効満期日以降は、全て資本に算入できなくなります。

<sup>13</sup> 「その他の金融機関」にどこまで含まれることになるかは現時点では未確定です。

<sup>14</sup> 資本調達手段の保有額は原則としてルックスルー・ベースで算定されるため、銀行が ETF 等のインデックス証券を保有している場合、その ETF 等の投資先である金融機関の資本調達手段も対象となります。

<sup>15</sup> 事前の監督上の承認を得て行う金融支援提供に関連する一時的な投資を除外することは各国裁量が認められています。

<sup>16</sup> これに対して、他の金融機関のその他 Tier1・Tier2 商品への「重要な投資」は、それぞれ、その他 Tier1・Tier2 から全額控除されます。なお、「重要な投資」についても前注 15 と同様の例外が認められます。

なお、これらのうち普通株等 Tier1 から控除されないものについては、リスクウェイトは 250%となります。

市中協議文書ではこれらは全額が普通株等 Tier1 から控除という提案がなされていたので、一定の配慮がなされたと言うことができますが、バーゼルⅡでは繰延税金資産は Tier1 の 20%までは自己資本に算入可能とされていたのが(告示第 5 条第 7 項)、最大でも普通株等 Tier1 の 10%までしか認められなくなり、かつ、自己資本から控除されないものについてはリスクウェイトが 250%となりますので、繰延税金資産のウェイトが大きい銀行にとっては大きな影響があると思われます。

#### (4) 少数株主持分の算入制限

バーゼルⅢでは、銀行の連結子会社<sup>17</sup>の少数株主持分で銀行の自己資本に算入できるのは、以下のとおり制限されます。すなわち、①連結子会社が銀行等(銀行と同等の監督に服している機関を含みます。)である場合は、親銀行が発行したとしたら規制自己資本の算入基準を満たす資本調達手段によって生じた少数株主持分(負債性資本の場合は少数株主持分に相当する第三者保有分)を、当該親銀行の対応する各 Tier に算入することができますが、その算入限度は、当該子銀行等の各 Tier での少数株主持分のうち当該 Tier の資本保全バッファを加えた所要最低水準まで(普通株等 Tier1 で 7%、Tier1 で 8.5%、総資本で 10.5%)とされています。これに対して、②銀行等に該当しない連結子会社の少数株主持分については、銀行の普通株等 Tier1 への算入は認められませんが、その他 Tier1・Tier2 には①と同様に、当該 Tier の資本保全バッファを加えた所要最低水準までは算入可能とされました。

市中協議文書では、連結子会社の少数株主持分については、銀行本体にとっての損失吸収力がないため、全額を自己資本に不算入とするという提案がなされていましたが、リスクアセットには連結子会社の資産も入ることとの均衡等を考慮して、最終的には、上記限度で算入が認められました。もっとも、連結子会社レベルで資本調達手段を所要最低水準を大きく超えて発行している場合は、連結ベースでは上記の限度までしか自己資本に算入できなくなるため、資本調達手段の発行体のレベルを変更するなどの対応が必要となる場合も想定されます。

## IV. 今後の課題等

バーゼルⅢは国際的な合意であって、直ちに国内において法的な効力を有するものではありません。また、バーゼルⅢテキストによって完成した訳ではなく、リスク補足の強化、レバレッジ比率規制、流動性規制等の詳細については未確定な部分も残っています。日本における規制の詳細は、バーゼルⅡにおける国際統一基準行と国内基準行というダブルスタンダードがバーゼルⅢでも維持されるのかを含め、今後公表される告示等において定められることとなります。

さらに、今後に残された大きな課題として、SIFIs に該当する金融機関の特定及びそれらに対する追加的措置(より高い損失吸収力要件の設定等)があります。G-SIFIs については 2011 年央を目処に特定され、2011 年中に追加的措置の内容も合意される予定ですが、いかなる金融機関にいかなる規制が課されるのか、また、G-SIFIs 以外の SIFIs(N-SIFIs)についての扱いはどうなるのか等、現時点では確定していません。これらの議論の進展次第では、日本の大手金融機関においても更なる増資等の対応が必要となる可能性もあり、注目を集めています。

以上

<sup>17</sup> 連結子会社が特別目的事業体(SPV)の場合は、普通株等 Tier1 への算入は認められませんが、その他 Tier1・Tier2 レベルでは、一定の要件を満たせば、銀行本体が直接発行したものと取り扱われます。

**セミナー・文献情報**

- セミナー「災害時における情報開示 ～適時開示、臨時報告書、株主総会における対応について～」  
開催日時 2011年4月27日(水) 13:30～16:30  
講師 峯岸 健太郎  
主催 宝印刷株式会社 (<http://www.takara-print.co.jp/>)
- 論文「被災地における震災対応と金融取引 ―何が未経験の法律問題なのか―」  
掲載紙 金融法務事情 2011年4月10日刊  
著者 松井 秀樹
- 論文「Q&A 相談室:リキャップCBの仕組みと法的留意点について」  
掲載紙 企業会計 2011年5月号  
著者 藤津 康彦
- 論文「障がい者等に配慮した取組みをどう進めるか―代筆・代読の取扱いを中心に―」  
掲載紙 銀行実務 2011年5月号  
著者 小田 大輔(共著)、木山 二郎(共著)

**News****➤ Chambers Global 2011、Chambers Asia 2011 にて高い評価を得ました**

Chambers Global 2011、Chambers Asia 2011 で、当事務所は上位グループにランキングされ、それぞれで、多数の弁護士が日本を代表する弁護士に選ばれました。Capital Markets、Financial Regulation からは、以下の弁護士が選ばれております。

Banking & Finance: Regulatory	石黒 徹
Capital Markets	石黒 徹, 中村 聡, 鈴木 克昌

**➤ Asian-Counsel's Deals of the Year 2010 を受賞しました**

Pacific Business Press 発行の Asian Counsel 誌による "Deals of the Year 2010" 及び "Honourable Mentions" を、当事務所の関与した案件が多数受賞しました。

Deals of the Year 2010	Hitachi's global offering Nippon Mining business integration with Nippon Oil Panasonic Corporation's acquisition of Sanyo Electric Co.
Honourable mentions	Japan's first rights issue, by Takara Leben Mitsubishi UFJ's US\$11billion global offering ほか

**➤ IFLR の Asian Law Award にて受賞しました**

国際的な法律雑誌である International Financial Law Review (IFLR) による Asian Awards 2011 において、当事務所は「National Firm of the Year」を受賞いたしました。

Capital Markets / Financial Regulation Bulletin 2011 年 4 月号 [2011.4.14 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
[mhm\\_info@mhmjapan.com](mailto:mhm_info@mhmjapan.com)  
03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)